Ｒ８　松戸市立八ケ崎第二小学校いじめ防止基本方針

本校は、いじめ防止対策推進法第１３条により、「学校いじめ防止基本方針」を以下のように策定する。

第１　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

１　いじめの防止等の対策に関する基本理念

⑴　「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識をもつ。
⑵　いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う。
⑶　いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題であると理解する。
⑷　家庭・地域社会など全ての関係者と情報を共有し、連携を図り一体となっていじめの問題の克服に取り組む。

２　児童（生徒）の責務

⑴　全ての児童は、いじめを行ってはならない。
⑵　全ての児童は、いじめを認識しながらこれを放置してはならない。
⑶　全ての児童は、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する理解を深めなければならない。

３　学校及び教職員の責務

⑴　学校及び学校の教職員は、関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組まなければならない。
⑵　学校及び学校の教職員は、在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。
⑶　児童生徒が「いじめを放置しない」学校づくりに努めなければならない。

４　いじめの定義（法２条）

児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

第２　いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

１　いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

(1)　学校におけるいじめ防止等の対策のための組織等

ア　「いじめ防止等の対策のための組織」の設置

＜構成員＞
校長(総括)、教頭(渉外)、教務主任(調整、記録)、生徒指導主任(指導)、
学年主任(指導)、養護教諭(支援)、(スクールカウンセラー:支援・三中・小金南中)
※事案により柔軟に編成する。

イ　組織の役割

(ｱ)　学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・熟考・検証・修正の中核としての役割

(ｲ)　いじめの相談・通報の窓口としての役割

(ｳ)　いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

(ｴ)　いじめに対する組織的対応の中核としての役割

(ｵ)　いじめ防止に関わる校内研修の企画、実施（年２回、４月・７月）

ウ　会議の開催

(ｱ)　月に一度の定例会の開催

(ｲ)　早期解決に至らないいじめ事案が発生した場合はすみやかに集合し、緊急会議を実施

(2)　学校におけるいじめ防止等に関する措置

ア　未然防止

(ｱ)　わかる授業の実施

a　生徒指導の機能を生かしたわかる授業の展開

b　教えて考えさせる授業の展開

c　授業づくりのＰＤＣＡサイクルの活用

(ｲ)　道徳教育の充実

a　法やルールの意義や遵守の理解

b　基本的生活習慣や規範意識、自己肯定感や思いやり等の道徳性の育成

c　主体的に判断し、適正に行動できる人間の育成

(ｳ)　豊かな人間関係づくり

a　WEBQU 調査を活用した「ルール」と「リレーション」のある学級づくり

b　松戸市版「豊かな人間関係作りプログラム」の活用

c　異学年集団での活動の充実

(ｴ)　規範意識の育成

a　いじめ防止対策推進法の周知

b　ネットリーフレットの活用による、ネットいじめ防止の啓発

c　生活規律や学習規律の確立

(ｵ)　児童会活動を中心とした自発的活動

ａ　「ストップ・ザ・いじめ」子どもの心を耕す標語大作戦の実施

ｂ　いのちを大切にするキャンペーンの取組

ｃ　朝のあいさつ運動の実施

(ｶ)　教師の人権意識の向上

ａ　いじめ事例研修の実施

ｂ　教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することの共通理解

ｃ　過度の競争意識等が児童（生徒）のストレスを高め、いじめを誘発する可能性があることの共通理解

イ　早期発見

(ｱ)　定期的なアンケート調査（WEBQU 調査）

ａ　月に一回のいじめアンケートの実施

・気になる児童がいた場合は、すみやかに面談を行う。

・３ヶ月の経過観察を行う。

ｂ　学年末の生活アンケートの実施

ｃ　小４・５・６年、６月と１１月に WEBQU 調査を実施。６月、１１月に管理職を交えて分析を行う。

＊ 教育相談箱は事務室の前に設置しています。児童への周知をお願いします。また、定期的に気になる児童には教職員全体でアプローチをかけていく。

(ｲ)　教育相談

ａ　教育相談週間の実施（毎月）と保護者への啓発

ｂ　保護者との、二者面談の実施（７月)、１２月（希望者のみ）

ｃ　日常の教育相談の充実及び「はなしても大丈夫」の心を持つ指導の充実

(ｳ)　児童観察

ａ　複数の職員による観察の実施及び学年会による共通理解

ｂ　昼休み等授業時間外の児童の人間関係を観察する。

ｃ　WEBQU、生活アンケートや日常観察による学級分析、人間関係の把握をする。

(ｴ)　相談窓口の周知

ａ　学校の相談窓口担当者（教頭）　電話番号（０４７－３４４－７４３７）

ｂ　いじめ相談専用ダイヤルカードの配布

ｃ　校内の相談員は、教頭および養護教諭とする。

ウ　早期対応

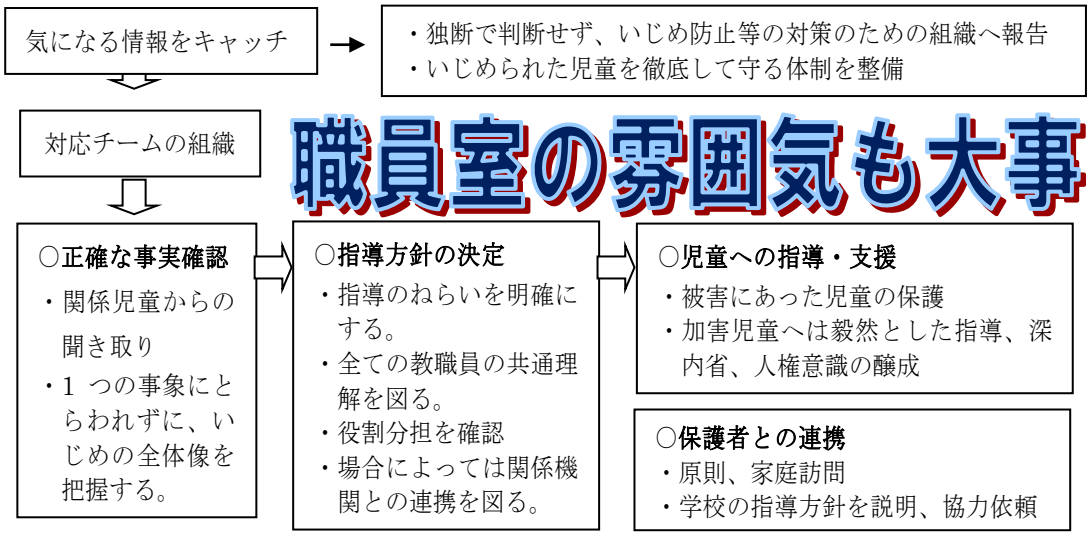

(ｱ)　対応チームの発足

a　「いじめ防止等の対策のための組織」を中心に、対応チームを発足する。

b　対応チームのメンバーは生徒指導部会、学年職員、部活動顧問等、適切な対応ができるように、柔軟に構成する。

(ｲ)　正確な事実確認

a　１つの事象にとらわれずに、いじめの全体像を把握する。

b　複数名で聞き取りを行う。

c　いじめた児童がいじめられた児童や通報者に圧力をかけないように配慮する。

(ｳ)　指導方針の決定

a　指導のねらいを明確にする。

b　全教職員の共通理解を図り、役割分担を確認する。

c　場合によっては関係機関（松戸東警察、柏児童相談所等）との連携を図る。

(ｴ)　いじめられた児童への支援

a　徹底して守り抜くことを本人・保護者に伝える。

b　対応について説明し、不安な点を聞き取り、対応策を示す。

c　表面的に解決したと判断せず、支援を継続する。

(ｵ)　いじめた児童への指導

a　いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。

b　自分はどうするべきだったのか、これからどうしなくてはならないのかを内省させる。

c　保護者には事実を説明する。

d　学校による指導で改善が見られない場合は、懲戒や出席停止等適切な措置を講じる。その際に、保護者の理解を十分に得るように留意する。

(ｶ)　観衆、傍観者への指導

a　いじめは学級や学年集団全体の問題として対応する。

b　いじめは絶対に許されない行為であるということ、いじめ根絶に本気で取り組む姿勢を児童に示す。

c　人権意識の醸成を図る。

エ　継続支援

(ｱ)　チームによる見守り

ａ　いじめられた児童に安心感を与え、心のケアを行う。

ｂ　教職員がシフトを組み、隙のない体制で見守りを行う。

(ｲ)　定期的な個人面談

ａ　いじめ解決から断続的に個人面談を行い、状況を把握する。

ｂ　中学校に依頼し、スクールカウンセラーによる、面談を実施する。

(ｳ)　家庭への定期連絡

ａ　児童との面談後、面談の結果や教師から見た学校の様子等を家庭に連絡する。

ｂ　家庭での様子等を聞き、寄り添う姿勢を伝える。

(ｴ)　進級、進学にともなう引継ぎ

ａ　情報共有のもと、児童間の人間関係等の引継ぎを確実に行う。

ｂ　小学校から中学校への進学に際しては、綿密に行う。

オ　家庭、地域等との連携

(ｱ)　家庭との連携

ａ　学校基本方針等について保護者に周知し、理解を得る。また、日頃より情報共有しやすい関係を築く。

ｂ　いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し、すみやかに学校に相談するよう啓発する。

(ｲ)　八二小保護者会や地域との連携

ａ　学校基本方針等について地域に周知し、理解を得る。また、情報が入りやすいように日頃より連携をすすめる。

ｂ　八二小保護者会といじめ問題について、協議する機会を設ける。

カ　関係機関との連携

(ｱ)　松戸市教育委員会との連携

ａ　問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける。

ｂ　相談電話が入った場合等は情報提供を求める。

ｃ　いじめの状況について報告し、情報を共有する。

ｄ　いじめを理由に３日欠席した場合、当事者とその家族へ「いじめ事案支援チーム」の派遣について打診。いじめ事案の報告に併せて、派遣の有無について教育委員会児童生徒課へ連絡する。

ｅ　出席停止措置について協議する。

(ｲ)　こども家庭センターとの連携

ａ　問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける。

ｂ　相談電話が入った場合等は情報提供を求める。

ｃ　生活環境に問題がある場合には、情報提供をし、民生児童委員も含め協力して、生活環境の改善を図る。

(ｳ)　警察との連携

a　いじめが暴力行為や恐喝等、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の東警察署や東葛地区少年センターに相談し、連携を図る。

b　所轄の東警察署との連携を図るため、定期的にまたは必要に応じて、相互協力する体制を整えておく。

＜関係機関一覧＞　*※事案によっては、下記関係機関以外との連携もある。*

関 係 機 関 名
松戸市教育委員会児童生徒課
松戸市こども家庭センター
松戸市少年センター
松戸東警察署
東葛地区少年センター
主任民生児童委員･民生委員(馬橋･小金南部･小金原地区)

２　重大事態への対処

(1)　重大事態とは

いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。【法第２８条第１項第１号】（以下、「１号重大事態」という）

いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。【法第２８条第１項第２号】（以下、「２号重大事態」という）

（文部科学省「生徒指導提要」より）

a　生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

b　相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

c　児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出があった場合

(2)　重大事態の対処

a　対応チームで重大事態と判断するか否かを決定する。

b　重大事態が発生した旨を、教育委員会児童生徒課へ速やかに報告する。

c　教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

・１号重大事態は教育委員会等（第三者委員会）が、２号重大事態は学校が調査主体になる事態が原則。学校が調査主体となった場合、調査体に第三者（弁護士、心理士等）を加えた組織で調査を行う。

d　組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

e　調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

f　調査結果を、教育委員会児童生徒課へ報告する。

３　学校いじめ防止基本方針やいじめについての取組の点検・評価・公表

(1)　学校いじめ防止基本方針について

a　いじめの防止のための組織を中心に、全教職員及び保護者、地域住民、関係機関等の参画を得ながら、基本方針の点検や見直しを行う。

b　学校ホームページ等で公表する。

c　児童生徒や、保護者及び関係機関に対し、学校いじめ防止基本方針について説明をする。

(2)　いじめについての取組について

a　学校評価を活用し、いじめ防止の取組について、児童、教職員、保護者が評価する。

b　評価結果の分析に基づき、取組の改善を図る。

c　評価結果を公表し、児童、保護者、地域へと周知する。